



島根県報

令和6年10月8日（火）

号外 第 9 3 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の供用開始

(道 路 維 持 課) 2

告 示**島根県告示第617号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年10月8日

島根県知事 丸 山 達 也

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|--------|-------------------------------|---------------|---------------|---------------|----|
| 県道 | 大社日御碕線 | 出雲市大社町日御碕985番6地先から同1225番2地先まで | メートル 53.00 | 令和6年 10月8日 | 出雲県土整備 事務所 | |
| 〃 | 〃 | 出雲市大社町日御碕939番1地先から同938番1地先まで | 73.80 | 令和6年 10月8日 | | |